

内閣参質一八五第三二号

平成二十五年十一月五日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出病児保育に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員牧山ひろえ君提出病児保育に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、病児・病後児保育事業（保育を必要とする乳児・幼児等であつて、疾病にかかっているものについて、保育所、病院、診療所等において、保育を行う事業をいう。）は、児童が疾病にかかつた場合に必要となるものであるため、利用児童数の変動が大きいという特性があることから、安定的な運営を確保することが課題であると認識している。

二及び三について

現在、内閣府の子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第六条による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第十三項に規定する病児保育事業を子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条に規定する地域子ども・子育て支援事業として実施する上での今後の在り方について議論しているところであり、政府としては、同会議の議論を踏まえ、御指摘の病児保育施設の安定的な運営の確保の

ための方策も含め、検討を進めてまいりたい。

#### 四について

政府としては、御指摘の税制措置の在り方にについて、今後検討してまいりたい。